掛川市規則第１０号

掛川市消防団規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和２年３月２７日

掛川市長

（別紙）

掛川市消防団規則の一部を改正する規則

掛川市消防団規則（平成17年掛川市規則第136号）の一部を次のように改正する。

別表第１第10方面の部大須賀第三分団の項中「、城前団地」を削る。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。